

# 櫻

けやき

第77号 2011年10月25日 発行 弁護士法人 けやき法律事務所 発行責任者/弁護士 齊藤 正俊  
〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (http://www.keyaki-law.gr.jp/)

—くらしに憲法を生かそう—



東京電力福島第一原発  
写真提供:東京電力

散乱する事務所内

南相馬市の津波被災地

## けやき雑感

弁護士 安藤 裕規

### 原発の安全神話

福島原発の事故は、政府や東電などが作り出した原発の「安全神話」の下で起こりました。◇科学技術の進歩は自然界には存在しないものも作り出し、種々のリスクをはらみ、多くの事故や環境汚染をもたらしてきました。◇政府や東電は、国策推進のため、大量の資金を用い、政治家、学者、有名人などの権威を利用し、安全神話の布教を進めました。◇安全神話には、多くの事実隠しと事実歪めがありました。◇しかし、「安全信者」が地方議会などで多数をしめ、原発の設置・増設が進められてきました。◇原発事故後に、東電は「想定外の地震であった」と言い、信者は「東電に騙された」という。◇大量の放射性物質と数えきれない被災者が残されたままに……。

# 東京電力 福島第一 原発事故

弁護士 齊藤 正俊

1 2011年(平成23年)3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖地震が発生し、この地震に伴う巨大津波が、主として東北地方太平洋沿岸を襲いました。この地震に伴い、東京電力福島第一原子力発電所(福島第一原発)では、超高压開閉所の遮断機の損傷やケーブルの損傷、送電鉄塔の倒壊によりすべての外部電源が失われることになりました。

この外部電源喪失により、福島第一原発では、各号機の原子炉建屋やタービン建屋の地下階に設置されている非常用ディーゼル発電機が自動起動し、原子炉及び使用済燃料プールの冷却機能を維持することになりました。ところが、その約50分後、東京電力が「想定外」と言っている巨大津波が襲来し、福島第一原発のすべての号機の上記非常用ディーゼル発電機及び関連機器が冠水し、6号機を除いて、1号機から5号機までの全交流電源喪失の状態となりました。

この結果、1号機から4号機で原子炉及び使用済燃料プールの冷却機能が相次いで失われることになり、3月12日午後3時36分、1号機の原子炉建屋最上部が水素爆発で吹き飛び、同日14日午前11時1分、3号機の原子炉建

屋でもより激しい水素爆発が起きました。さらに、同日15日午前6時10分、2号機の圧力抑制室(サブプレッションプール)付近でも水素爆発らしき異音が発生するとともに、同じころ4号機でも原子炉建屋で水素爆発と考えられる爆発が発生し、建物の一部が激しく損壊しました。

他方、福島第二原子力発電所(福島第二原発)は、地震発生時、1号機から4号機までの4基が全て運転中でしたが、各号機とも地震により自動的に運転停止となりました。外部電源は、3回線中1回線がかりうじて確保されましたが(その後、1回線の復旧工事が完了し、2回線受電)、その後、巨大津波が襲来し、1号機、2号機及び4号機の海水ポンプが運転できず原子炉除熱機能が確保できない状態となりました。しかし、福島第二原発については、かりうじて外部電源が確保されていた等により3月15日までは全号機で冷温停止の状態になりました。

2

このように、東北地方太平洋沖地震とこれに引き続く巨大地震により、福島第一原発、同第二原発に大きなダメージを受け、とりわけ福島第一原発の事故は、格納容器内の圧力異常に上昇したためにこれを下げる目的で行われた圧力弁の開放による大気への排気(ベント)、1・3・4号機における原子炉建屋の水素爆発等により、大量の放射性物質が大気中に放出されることになりました。

原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本政府の報告書によれば、福島第一原発1号機は、すでに地震発生当日の3月11日17時ころには原子炉水位の低下により燃料が露出し、その後、炉心溶融(メルトダウン)が開始したとみられています。溶融した燃料の相当量は原子炉压力容器の底部に移行して堆積しているほか、現時点では、原子炉压力容器の底部が損傷し、溶融した燃料の一部が格納容器のドライウエルフロア(下部ベスタル)に落下して堆積している可能性も考えられています(メルトスルー)。2号機についても3月14日18時ころに、3号機についても3月13日8時ころに、それぞれ燃料が露出して炉心溶融が始まり1号機と同様の経過を辿ったようです。

その結果、3月11日から4月5日までの放射性物質の大気中への放出量は、

原子力・安全保安院が解析したところによると、ヨウ素 $131$ は約 $16 \times 10^6$ ベクレル、セシウム $137$ は約 $15 \times 10^6$ ベクレルと推定されました。また、原子力安全委員会の推定でもヨウ素 $131$ は約 $1.5 \times 10^7$ ベクレル、セシウム $137$ は約 $1.2 \times 10^6$ ベクレルとなっていました。私たちにとっては想像もできないほどの大量の放射性物質が大気中に放出されたこととなります。

3

この大量の放射性物質は、その当時の気象条件や地形など様々な条件のもとに広範囲の地域に拡散しました。福島第一原発の地元のみならずその周辺地域から東北地方や関東地方にまで拡散し、福島県浜通りに居住する多くの人々が生活の本拠を失い、過酷な避難生活や仮設住宅での生活を強いられることになりました。

また、拡散した放射性物質は農産物を汚染し、東北のみならず関東地方でも出荷制限などの措置がとられました。また、放射性物質により汚染した稲わらが全国に拡散したことにより、これを餌とした肉牛が汚染され大きな問題となりました。

このように、今回の原発事故の特徴は、かつてないほどの規模の被害の大きさとなって現れています。避難対象となっている地域だけをとってみても約800平方キロメートルとなっており、県土の6%弱が原則として立入が制限される地域となっています。また、立入が制限されていなくても、比較的高い放射線量を示す地域も福島県中通りを中心として相当程度あるほか、県内外にホットスポットと呼ばれる放射線量の比較的高い地域があり、被害の規模の大きさが実感できます。

また、このような類を見ない規模の被害の大きさは、そこで生活する住民や生産活動等を行う事業所などの存立基盤を根こそぎ奪いました。そればかりか、自治体機能をも奪い、地域社会の崩壊とも言える状況を作り出しました。避難対象となっている区域の自治体は地元を離れて福島県内や埼玉県内に役場機能を移転し、行政活動を行っています。十分な行政サービスを提供するにはほど遠い状況にあると思います。避難対象となっていない地域においても子どもや妊婦、母親を中心として放射能による影響を恐れて自主避難をしており、その数は1万人を超えていると思われる。

しかも、このような放射性物質による汚染の元凶となっている福島第一原発事故は未だに収束していません。メルトダウンした核燃料は压力容器の底部や格納容器まで落下している可能性があり、通常の方法では冷却できない状態にあると思われる。今後冷温停

止の状態からある程度安定した状態に持つて行くだけでも相当程度の時間が必要だと見られています。また、すでに放出された放射性物質の除染等の環境回復措置を行わなければなりません。このように考えると、原発事故の被害というのは長期間にわたって継続する性質のものであることが分かります。

#### 4

このような原発事故を起した東京電力は、第一に、事故により被害を受けた個人や会社、自治体を問わず、すべての損害を賠償すべきです。東京電力は、

原発事故後、仮払補償金の支払いや最近では補償金の本払いの系統に入るようになってきています。しかし、東京電力は「賠償金」という表現ではなく「補償金」という言い方をしています。おそらく、東京電力は、原発事故の法的責任はないかのように思っているのでしょう。しかし、福島第一原発に関しては、国会においても地震による津波により冷却系に損傷が生ずる恐れがあること、最悪の場合炉心溶融の危険があることなどが指摘されてきました。経済産業省におかれては総合資源エネルギー調査会の小委員会でも西暦869年に発生した貞観地震とこれに伴う貞観津波の調査結果を考慮すべきことを指摘されていたにもかかわらず先送りされたことがあります。その他にも、原発事故の危険性を指摘する文献等は以前からありました。これらのことを踏まえて考えると、今回の原発

事故は、想定外の自然災害による事故ではなく、安全神話にあらををかき、考慮すべき課題を解決することなく先送りしてきた人災であると考えざるを得ません。したがって、東京電力は、はっきりと法的責任を認めて謝罪し完全な賠償をすべきです。

さらに、東京電力の責任とともに、国も責任を負うべきです。原子力エネルギーの推進は国策で推し進められてきたものであり、原発の設置許可は国の審査を経てなされる以上、避けては通れません。

第二に、東京電力は、自らの責任で原発事故を起こし、放射性物質という汚物をまき散らしたからには、これを元の状態に戻す責任があります。誰しも、他人の家の庭先に勝手にゴミを捨てていく人はいません。もしそのような人がいれば、捨てていった人にゴミを持ち帰ってもらおうと考えるのが普通ではないかと思えます。

今回、東京電力は原発事故により放射性物質というゴミを大量に大気中に放出し、そのゴミは広範な範囲に降り注ぎました。その結果、大量の避難者、自主避難者を出し、そのまま居住することに不安や恐怖を抱く人が大勢います。原発事故によって生じた事態は、放射性物質による環境汚染であり、東京電力によって引き起こされた公害といっても過言ではありません。したがって、東京電力と国は、国内外の専門家の力を結集し、早期に除染その他の環境回復の措置をとるべきです。

第三に、福島第一原発と第二原発の廃炉の問題です。福島第一原発は1号機から6号機までの原子炉によって、第二原発は1号機から4号機までの原子炉によって稼働してきました。合計10機の原子炉が稼働していたのです。今回の事故で、福島第一原発の1号機から4号機は水素爆発等により無残な姿をさらしています。このため、東京電力もこれらの原子炉については廃炉にすることを表明しています。しかし、福島第一原発の5号機、6号機、第二原発の1ないし4号機については廃炉にする旨の表明は未だにしています。いずれ時期が来たら再稼働させる意思を持っていくのかもしれないのです。しかし、これらの再稼働を絶対に許すことはできません。

福島県は今回の原発事故で取り返しのつかない損害を被りました。今回の事故は、原発が、ひとたび過酷事故（シビアアクシデント）に至った場合、いかに広範囲に回復困難な被害を与えるかを、全世界にまざまざと示したのです。この痛手は余りにも大きすぎます。

福島県復興ビジョンへの提言では、「原発に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興に当たっての基本理念のトップに掲げました。私たちは、この基本理念が、福島県の再生にあたって本当に最優先に尊重されるよう声を上げ行動していきたいと考えています。

## 放射線問題

## 『子ども達を取り巻く』

## 現状に思うこと

弁護士 大峰 仁

うちの高校生と中学生の子どもたちは、なによりもサッカーが好きである。原発事故直後の頃は、部活もなかったようだが、今では、時間制限はあるらしいものの、屋外で練習に励み、喜々として試合に出掛けて行つては、泥まみれになって帰ってくる。その様子は、原発事故以前とあまり変わっていないようにみえる。

しかし、親としては、複雑な心境である。勿論、子どもたちが事故以前の生活を取り戻してくれることは、嬉しい。事故後しばらくの間は、狭いマンションの中に閉じ込められ、大きく育った身体を窮屈そうに持て余しながら、携帯ゲーム機や携帯電話をいじるしかなかった。その様子は、端で見ていても、生気を奪われ、淀んでいて、あたかも澱がたまっているかのようにみえた。それが今では、以前のサッカー小僧の顔を取り戻し、練習や試合を楽しんでいる。親として、もう一度、そのような子どもたちの顔を見られることほど嬉しいことはない。上の子は、この夏、毎朝アイロンまであてていた長い髪を切り、丸坊主になった。おそらく、ごく普通にサッカーができることとの幸せを知り、これまで以上にサッカーに集中しようと決意したのである。子どもたちも、原発事故をきっかけと

して成長しているのだと思う。

しかし、他方で、どうしても被曝のことは心配である。いくら空間の放射線量が下がってきているとはいっても、数値の高いところが局所的に存在し、しかも、それがどこにあるのか十分に分かっていない。どこで放射性物質を吸い込み、内部被曝を引き起こすか分かったものでない。かといって、被曝が心配だからサッカーをするなど言ってみたところで、子どもたちがそれを聞き入れるはずはないし、それを無理に押しつけければ、子どもたちは親に反発し、家庭内で不和が生じることになる。

正直、親としては、子どもたちだけでも安全だと思われる地域に避難させたい。しかし、うちの子どもたちは、既に、親との関係が中心となる世界を卒業し、友達同士や先輩・後輩との関係が中心となる世界に住むようになっている。それは、子どもの心的な発達において、一般社会に巣立つ前に、社会性を培っておくという点において、重要な時期にあたる。そのような時期に、子どもたちを彼らの住む世界から無理矢理引き離すことは、少年事件を手がけることの多い私の立場からすると、子どもたちの成長上、好ましくないように思える。結局、子どもたちの健康を案じながらも、その心的な発達のことを考えると、避難に踏み切れないでいる。カミさんは、夏休みの間だけでも避難させたいと考えて、短期の避難ツアーを申し込んでいた。しかし、子どもたちは部活を優先して行きたがらず、結局、ツアーは辞退した。

おそらく、子どものいる家庭ではどこでも、このようなジレンマに陥っているはずである。では、子どもたちの心的な発達を阻害しないようにしつつ、内部被曝等による健康被害を食い止めるためにはどうすべきか。それには、やはり、徹底した除染を進めること以外にはないだろう。勿論、広大な県土に、大量の放射性物質が撒き散らされたのだから、そのための作業が容易なものではないことは、素人の私にも分かる。しかし、福島県の未来を担う子どもたちの身体と精神双方の健全な発達のためには、それをしなければならぬ。それにしても腹が立つのは、自然災害に起因する事故だから自分には責任がないとも思っているのか、まともな除染に取り組もうとしない東京電力と国の態度である。

東日本大震災  
原発事故

に対する

## 当事務所の取り組みについて

弁護士 渡邊 純

## 1 震災発生直後の状況

3月11日に発生した大震災により、当事務所も、建物や備品に被害を受け、またその後の原発事故もあり、一時的に閉鎖を余儀なくされましたが、幸い人的被害はなく、3月下旬から業務を再開することができました。

業務再開にあたり、まず何よりも所員一同の頭にあったのは、被災者の救

援活動をどのように進めるかということでした。3月末に、当事務所の弁護士が郡山市内の避難所を訪問するなどして、避難所の状況を弁護士会等に報告し、この報告は、その後、弁護士会が避難所を巡回しての無料法律相談等を行うための情報として役立てられました。福島県弁護士会は、4月はじめころから、被災者の支援活動として、各地で避難所巡回法律相談、電話相談などを行っています。当事務所の弁護士もこれらに積極的に参加し、弁護士会が行う被災者支援活動の一翼を担ってきました。

また、当事務所の弁護士は、自由法曹団(1921年創立以来、社会的弱者の人権擁護に取り組んでいる弁護士団体です)に所属していますが、自由法曹団内に結成された震災対策本部に参加し、被災地の実情を全国の弁護士に伝え、支援を呼びかけました。

4月18日には、自由法曹団福島支部として、浜通り(相馬・南相馬)の現地調査を行い、当事務所の弁護士も参加しました。現地調査の報告は当事務所のHPに掲載しておりますが、この報告は、自由法曹団をはじめとする全国の弁護士に、地震・津波だけでなく、原発事故により、十分な支援が受けられず生活再建の見通しがつかない被災者の置かれた実情を広く知らせるものとなりました。

## 2 各地での相談会などの支援活動

5月以降、県内では、各地域の復興共同センターや民主商工会などの諸団

体が、被災者・被害者を対象とした学習会や相談会を開催しています。当事務所の弁護士は、全国の自由法曹団員とともに、各地での学習相談会に参加し、多くの被災者・被害者のご相談を受けてきました。その中のいくつかの案件については、すでに、東京電力に対する損害賠償請求の交渉や政府が設置した原子力損害賠償紛争解決センター（裁判によらず、中立的な仲裁委員が双方の言い分を聴取し、和解案の提案などをする手続を行う組織です）への申立の準備をはじめしているものもあります。

### 3 これからの事務所の取り組み

このように、当事務所では、震災と原発事故の発生以来、これまで、被災者・被害者の救援活動に取り組んできました。しかし、国や自治体による被災者支援は十分ではなく、このままでは、支援の手がゆきとどかず取り残される被災者・被害者が出てきかねないと考えています。特に、原発事故による放射性物質汚染は県内外の広い範囲に及んでおり、福島市や郡山市でも非常に高い放射線量が観測され続けています。にもかかわらず、原子力損害賠償紛争審査会の示した「中間指針」では、こうした地域の住民（自ら避難した方も含め）の精神的苦痛に対する慰謝料すら明記されていません。賠償制度のあり方や救済の範囲を広げていく活動を行っていくことが必要であると

考えています。

同時に、放射性物質による環境汚染

は長期間持続することとなり、住民への健康影響（晩発的影響）が心配されます。これは、過去の公害事件と比較しても、その汚染範囲の広さ、影響の及ぶおそれのある人の数からしても、戦後最大の公害であると言えます。国は、2年後に放射線量を半分にすることを目標にして除染に取り組むとしていますが、国が避難指示等をした地域以外の地域の除染活動は、自治体任せになっていきます。本来、汚染物質を環境から除去することは、放射性物質をまき散らした東京電力と、国策として原子力発電を推進してきた国の責任で行うべきです。原発事故による放射性物質汚染を公害としてとらえ、金銭賠償だけでなく、安心して暮らせる地域を取り戻すために、国や東京電力に対し、除染や健康管理などの徹底した取り組みを求める運動が求められると考えています。

当事務所は、今後も、「安心して暮らせる郡山市」「安心して暮らせる福島県」を取り戻すために、皆さまと一緒に考え、行動していく決意です。



弁護士 安藤ヨイ子

当事務所は東京電力の計画停電には影響はなかったのですが、脱原発を目指す私としては、太陽光、水力、地熱、バイオマス、潮力などの自然エネルギーへの転換を事務所で実現すること

は不可能に近いところで、節電による省エネを主唱することになりました。4月の事務所会議で間引ける電灯は間引き、室内禁煙につき屋上で煙草を吸う人が消し忘れがちの三階の照明は点けないように電球を外し、電球をLEDの電球に交換し、電源は使用していない場合はコンセントから抜いておくことにし、壊れたエアコンは買い換えな

いこととしました。その結果五月分（四〇六・五〇八使用分）の電気代が、前年比で一万六四七九円安くなり、五月の事務所会議で所員に報告すると、節電の効果にみんな驚きました。この会議では、私は、さらに節電を徹底するため、昼休み、あるいは法廷や打合せ等一時間以上席を離れる人は各自のパソコンを消すことを提唱し、これに違反してパソコンを点けたままの人は、私と会計係の千尋さんが、文書が保存されようがされまいが関係なく、強権的に電源を切ることを宣言しました。

事務所では、そのための見回りまでしていたわけではありませんが、たまたま発見されたSとW弁護士のパソコンは通告どおり電源を落としました。後でS弁護士からは「こわい！」などと言われてしまいました。六月から八月までも、毎月前年比一万円弱から二万円弱電気代が安くなり、九月分（八〇四・九〇五使用分）に至っては、前年比二万一九五四円と減額となり、月々目に見えた形で節電効果が上がってきました。あの猛暑にもかかわらず、エアコンの設定温度を二十八度に上げ、我慢できる時はエアコンを点けない等節電への実践がありました。大幅な

節電ができたのは壊れたエアコン一台がなかった効果が大きかったようです。さほど無理のないところで四月から八月までの節電は平均二十五・八パーセント減になり、心がけによって、これほどまでに電気料金の違いが出ることに驚き、所員一人ひとりの家庭でこのような節電に対する意識と努力があると、そして、友人、知人、依頼者にこの節電の取り組みを伝えて、みんな節電の努力をしたら、脱原発で消費電力の節約と自然エネルギーによって、原発や火力発電に頼らなくとも、日本の産業の競争力にも影響はないのではないかと脱原発への不安も解消し、自信が湧いてきました。駅や街路の自販機、裁判所の廊下の消灯、デパートのエスカレーターの台数削減等、初めは何だか違和感がありましたが、慣れてしまえば、結構不自由なく生活できるようになり、惜しげもなく明るいドラックストアやコンビニの夜の電力消費がやたらと気になり、店の前を通るたびに一言省エネを通告したい衝動に駆られます。私たちは現在の技術や物質の豊かさや便利さに甘んじ過ぎてきた生活の仕方をこの原発事故を契機に考え直す必要があるように思います。今回の事務所の節電は、脱原発を指すとの動機から出発していますが、地球温暖化を食い止めるとの更なる重大な問題にも改めて思い致すことが必要です。所員一同で「京都議定書」、「COP17」などを勉強して、この地球環境をこれ以上悪化させないように、所内の節電を機会に脱原発と温室効果ガス削減を目指していきたいと思えます。